



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
10月23日
第49号
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に搭載するもの）

- 規 則
 - ※滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則（事業課） 1
- 告 示
 - 木材業者の登録（森林政策課） 1
- 健康福祉事務所告示
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業所の名称変更の届出（東近江） 1
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業所の所在地変更の届出（東近江） 2

規 則

滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第16号

滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則（平成5年滋賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第224号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号）第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和元年10月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

地方機関名	木 材 業 者	
	住 所	氏 名
中部森林整備事務所	彦根市川瀬馬場町230	小路銘木店 小路定雄

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から

事業所の名称変更の届出があった。

令和元年10月23日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
能登川そよかぜ薬局	さくら薬局東近江佐野店	東近江市佐野町196番地	クラフト株式会社 代表取締役 大塚吉史	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2540500531	令和1.10.1

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

令和元年10月23日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
レイクケア訪問介護	東近江市綺田町463番地	湖南市下田513番地1	株式会社レイクケア 代表取締役 芝一人	訪問介護	2572300420	令和1.9.1